

第2節 海外活力の取り込みに向けたグローバルサウス・同志国との共創と輸出促進

2040 年に向けて、我が国は国内投資を 200 兆円規模とする目標を掲げている。この目標を達成するためには、国内投資に伴い付加価値が高まる財・サービスの輸出先として、海外需要を獲得することが不可欠である。また、我が国企業が世界

で競争力を維持し、成長を続けるためには、対外直接投資や海外人材の確保も重要な要素となる。特に、経済成長が期待されるグローバルサウス諸国や価値観を共有する同志国との共創が鍵となる。

1. ルール・環境整備

我が国企業が海外需要を獲得していくためには、予見可能性が高く公正なルールや事業環境の整備が重要である。特に、グローバルサウス諸国や同志国との経済連携を強化するためには、以下のような取組が求められる。

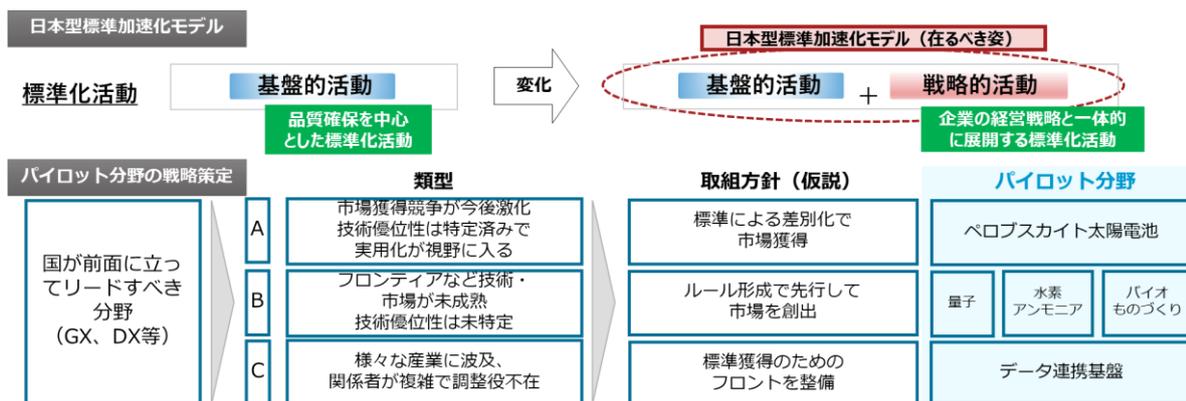
(1) 輸出先・投資先確保に向けた経済外交の推進

第 1 節で述べたとおり、国際経済秩序の揺らぎに対応するため、関税交渉や同志国間での自由貿易制度の堅持を含め、同志国との多層的な経済外交の推進は重要である。その中で、アジア各国が脱炭素化を進める理念を共有し、エネルギー移行を進めるために協力することを目的とする AZEC や、グローバルサウス諸国や同志国との EPA の拡大、CPTPP の見直し・拡大といった国際枠組みを通じて、ルール・環境を整備していくことは、我が国企業が海外需要を獲得していくためにも重要である。

(2) 戦略的なルール形成・標準化

2023 年 6 月、従来の品質確保を中心とした「基盤的活動」に加えて、市場創出のために経営戦略と一体的に展開する「戦略的活動」の重要性を提示した「日本型標準加速化モデル」が取りまとめられた。本モデルに基づく取組の効果が見え始めており、引き続き検証しつつ取組を継続していく。他方、世界で市場獲得競争が激化・複雑化する中、国際的な議論に後れを取り、我が国にとって不利益なルール形成がなされるおそれがあり、政府がこれまで以上に前面に出て議論をリードし、協調領域の合意形成を加速化していく必要がある。そのため、産業政策と一体的に国がリードすべき分野を 3 類型に区分した上で、まずパイロット 5 分野での標準化戦略策定等の取組を開始している（第 III-1-2-1 図）。

第 III-1-2-1 図 戦略的なルール形成・標準化



資料：経済産業省作成。

(3) 貿易手続のデジタル化

貿易手続のデジタル化の遅れは、書類作成、提出、審査に多くの工数や時間が生じる、同じ情報の転記作業や、転記ミス、書類到着の遅れ・紛失等に伴う対応が発生するといった点で金銭・時間

的コストが大きいだけでなく、輸送貨物の最新状況の把握のため関係各所に個別照会が必要である、代替の輸送ルート確保が必要な際、リサーチ手法が人海戦術となる、船の運航スケジュールや港湾での貨物滞留の予測が困難であるといった

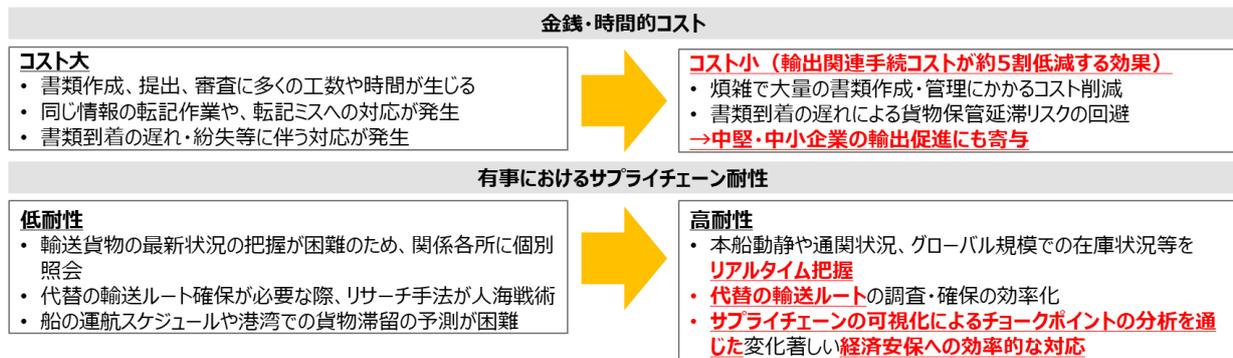
有事におけるサプライチェーン耐性といった観点からも課題がある。

こうした課題に対応するため、貿易手続のコスト削減、有事におけるサプライチェーン耐性の強化に向けて、我が国企業による貿易プラットフォーム³⁵³の導入や貿易プラットフォーム間連携促進を図るとともに、船荷証券の電子化に向けた法

令改正を含めたデジタル化未対応の貿易文書・手続のデジタル化に必要な取組を進める（第 III-1-2-2 図）。

また、国際標準に基づく貿易データ連携を促進するべく、我が国企業の国際標準実装に向けたガイドラインを策定する。加えて、ERIA と連携し、日 ASEAN 間での連携を促進する。

第 III-1-2-2 図 貿易手続のデジタル化



資料：経済産業省作成。

(4) 研修事業等を通じた制度・事業環境整備

我が国企業が海外市場で成功するためには、現地の制度や事業環境を整備することが重要である。我が国企業がグローバルサウス諸国等においてビジネスを行う際に障壁となる規制や制度・基準の未整備を解決するため、相手国の政府・経済界の有力者に対する研修を通じ、制度改正やルール形成を進め、我が国の対外輸出に有利な環境整備を行う。

具体的な取組として、規制緩和によるマレーシアにおける我が国メーカー製のボイラー導入促進が挙げられる。我が国メーカーの小型貫流ボイラーは、高い省エネ性・高い安全性という優位性を持っていたが、マレーシア国内への普及に際しては現地の大型ボイラー導入を前提とした既存の現地法令等の規制緩和が必要であった。そこで、小型貫流ボイラー導入のメリットや我が国にお

ける規制に関する啓発活動等を通じた同製品の普及を目指し、マレーシアにおける GX への貢献と安全性向上に寄与するとともに、国内メーカーの国際競争力強化を図っている。こうした取組を通じ、我が国企業が海外市場で活躍するための適正な事業環境整備を行う。

(5) 模倣品対策

OECD の推計によると、2021 年の世界の模倣品の流通額は、約 4,670 億ドルで、これはグローバルな輸入額の 2.3% に相当する。また、特許庁の知的財産活動調査によると、模倣品の製造・販売国・地域は中国が最多となっている。そのため、特許庁において、国際知的財産保護フォーラムや税関等他省庁と連携し、侵害発生国の政府への働きかけや水際対策強化等の対策を実施する（第 III-1-2-3 図）。

³⁵³ 第 2 章第 3 節第 3 項参照。

第 III-1-2-3 図 模倣品対策

(1) 外国政府への要請・研修実施

- 中国知財当局等と模倣品に関する定期会合を実施、取締強化を要請
⇒日中知財WG（2024年度においては、2025年1月に実施）。
- 海外の税関・警察等職員を対象に真贋判定セミナー等を実施。



日中知財WG一合の様子

(2) 水際対策強化

- 税関職員への産業財産権に関する研修協力
- 税関から特許庁への事案照会対応

(3) 消費者に対する普及啓発

- コピー商品撲滅に向けた、消費者向けの模倣品撲滅動画を作成、配信。
- 高校で活用できる学習コンテンツ・授業展開例の提供。



(4) 権利者・消費者への相談対応

- 特許庁は政府全体の「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を運営。
- 2023年の受付件数の総数は883件（うち相談件数は200件）。

資料：経済産業省作成。

2. グローバルサウス市場の獲得

グローバルサウス諸国は、人口増加や経済成長が期待される地域であり、今後の世界経済の成長エンジンとなる可能性がある。我が国は、これらの国々との経済関係を強化し、新たな市場を開拓することが重要である。具体的には、以下のような取組が求められる。

(1) プロジェクト組成に向けた支援

グローバルサウス諸国において、ルール形成に寄与するプロジェクト組成を支援することが重

要である。このため、再生可能エネルギー、電力系統、GX、物流・交通、半導体・蓄電池等の重要セクター、資源循環などの重要分野において、委託事業によるマスタープラン策定を通じて、グローバルサウス諸国の制度の整備等を行う。これにより、ルール形成が期待されるような海外でのプロジェクトの組成支援を行う（第 III-1-2-4 図）。

第 III-1-2-4 図 グローバルサウス諸国でのマスタープラン案件例

案件例	分野	地域
①系統における再生可能エネルギー導入促進と既存発電設備の共存による電力系統安定化等マスタープラン策定等調査事業	電力系統	インドネシア
②地熱マスタープラン策定等調査事業	地熱発電	インドネシア
③パティンバン港湾周辺域における ジャカルタ東部 GX 回廊構築のマスタープラン策定等調査事業	GX	インドネシア
④サプライチェーン強靱化のための北部港湾エリア総合開発等調査事業	物流インフラ	ベトナム
⑤DRT（Demand Responsive Transport）を活用したファースト・ラストマイル交通マスタープラン策定等調査事業	交通	ベトナム
⑥系統用蓄電池導入に向けたマスタープラン策定等調査事業	蓄電池	ベトナム
⑦日印半導体産業育成マスタープラン策定等調査事業	半導体	インド
⑧南アフリカ共和国自動車産業における静脈バリューチェーンの構築並びに制度整備に向けたマスタープラン策定等調査事業	自動車・バッテリー	南アフリカ
⑨アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）及びサブ地域経済共同体との連携強化に向けたマスタープラン策定等調査事業	資源循環・物流・デジタル	アフリカ諸国

資料：経済産業省作成。

(2) 日本貿易保険（NEXI）の財務基盤強化

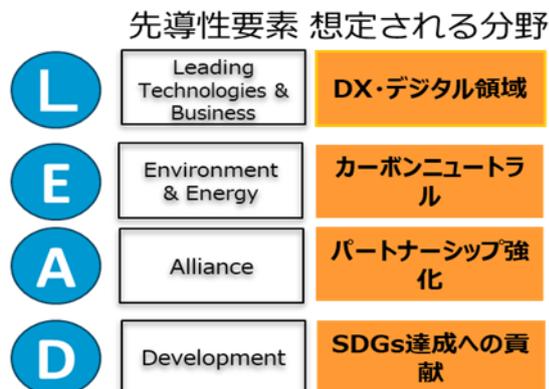
NEXI では、本邦企業等が行う海外取引（輸出・投融資）に対する保険提供により、我が国企業の海外展開を支援している。

近年では、DX・デジタル領域、炭素中立、パートナーシップ強化、SDGs 達成への貢献といった分野で「先導性要素」が認められる案件を積極的

に支援する LEAD イニシアティブ等の制度を創設した（第 III-1-2-5 図）。加えて、各国輸出信用機関との連携等を通じ、グローバルサウス諸国や AZEC との連携に資する取組を積極的に支援している。また、TICAD（アフリカ開発会議）等の枠

組みを通じ、我が国企業のアフリカへの積極的な展開に対する支援を強化している。

第 III-1-2-5 図 LEAD イニシアティブ



資料：経済産業省作成。

グローバルサウス諸国との貿易で影響を受けやすい近年の地政学リスク等の高まりを受け、2023年度末の貿易保険責任残高は、約17.2兆円と過去最大となるなど、貿易保険の重要性・必要性が一層高まっている。

保険引受ニーズが拡大する中、持続可能な保険制度の実現に向け、適切なリスク管理と財務基盤強化を推進すると共に、適切な法人管理を実施している。2025年2月にその一環として、NEXIの

余裕金の運用先拡大に係る省令改正を実施済みであり、こうした公的支援体制整備は重要性を増している。

(3) 産業人材育成・交流

グローバルサウス諸国との経済関係を強化するためには、産業人材の育成・交流が重要である。企業の現地での新規事業の実証や事業活動を、人材育成や人的ネットワーク形成において支援することで、我が国企業の市場拡大とサプライチェーンの強靱化、そしてグローバルサウス諸国の技術水準向上への貢献を同時に実現することを目指す。

具体的には、①現地事業を担う人材育成のための研修実施や大学における講座の開設、②イノベーション創出や輸出促進、企業組織活性化等に繋がることが期待される、高度外国人材の採用に向けた我が国企業でのインターンシップや海外大学における寄附講座の開設支援、③雇用・就労促進イベントやインターンシップ、企業ミッション団派遣やインド現地人材への技能向上研修等を通じた、インドにおける人材育成・活用推進、④若手ビジネスリーダー同士のイベント開催等を通じた、ASEAN若手人材との人材交流等の支援を行う（第 III-1-2-6 図）。

第 III-1-2-6 図 産業人材育成・交流

<p>① 現地従業員等に対する現地ニーズとマッチした技術研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 中堅・中小企業を含む日本企業が海外展開する際に必要となる現地人材の育成支援（例：サプライチェーンの多元化・強靱化に資する人材、カーボンニュートラルに貢献する経営層や技術者等） 	<p>② イノベーション創出に向けた高度外国人材の採用拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度外国人材の獲得に向け、中堅・中小企業を中心とした日本企業でのインターンシップを実施。（国際化促進インターンシップ事業） 日本企業による海外大学での講座開設を通じ未来の人材を囲い込む。（寄附講座） 
<p>③ インドにおける人材育成・活用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本企業のGX・DX化に資する優秀なインド人材確保に向け、両者の接点強化や相互理解向上の観点から、雇用・就労促進イベント、インターンシップ、企業ミッション団派遣を実施。 また、インド現地人材への技能向上研修等を実施し、インドを拠点とした第三国ビジネス展開を促進。 	<p>④ ASEAN若手人材との関係構築に向けた人材交流</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の日ASEANの関係強化に向け、若手ビジネスリーダー同士のネットワークを構築し、日本との新たなビジネス創出、日本への投資等に繋げる。（日ASEANヤングビジネスリーダーズサミット & 将来世代ビジネスリーダーズサミット） 

資料：経済産業省作成。

3. サービス輸出・海外展開の政策支援

デジタル経済の進展に伴ってモノとサービスの融合が進む中、サービス付加価値の輸出や海外展開の重要性が高まっている。特に、先端サービスやハイテク分野においては、同志国との連携を強化し、ウィンウィンの関係を実現することが求

められる。具体的には、以下のような取組を推進していく。

(1) 先端サービス・ハイテク分野の取組支援

ソフトウェア・データ産業は知識集約型であり、大きな市場を制したプレイヤーが限界費用ゼロ

で勝者総取りする性質があるため、市場規模が大きい海外市場への進出とデファクト・スタンダードの確保が重要である。

同志国との経済連携強化と同時に、同志国市場に向けた挑戦を後押しするため、スタートアップを含む我が国企業の海外展開を支援する。

(2) コンテンツ産業の海外展開支援

我が国が強みを持つコンテンツ産業（アニメ、漫画、ゲーム、音楽など）の海外展開を支援することも重要である。

コンテンツ産業の海外展開促進に向けて、2033年に海外売上高を 20 兆円とする政府目標を設定

している。この目標の達成に向けては、現状の課題となっている「8つの不足（①海外で「魅せる」機会、②国内で「魅せる」「作る」拠点、③クリエイターの働く環境の改善、スキル向上と収入増の好循環、④「収入ギャップ」の解消、⑤新規技術・コンテンツの取り込み、⑥海外勢との戦略的提携、⑦海賊版対策・正規版転換、⑧総合的な支援体制）」へ対応することが必要である。この不足を埋めるため、ゲーム、アニメ、漫画・書籍、書店、音楽、映画・映像、デザイン、アート、ファッション、「みる」スポーツの 10 分野において「10 分野 100 のアクション」を実行することが不可欠である（第 III-1-2-7 図）。

第 III-1-2-7 図 コンテンツ産業の海外展開促進

【コンテンツ分野で稼ぐための「8つの不足」への対応】

- | | |
|--|--------------------------------|
| ①海外で「魅せる」機会
(リアルイベントが不足、海外展開支援) | ⑤新規技術・コンテンツの取込み
(スタートアップ支援) |
| ②国内で「魅せる」「作る」拠点
(地方創生、代表的拠点等) | ⑥海外勢との戦略的提携
(撮影誘致、共同製作、国家間) |
| ③クリエイターの働く環境の改善、スキル向上と収入増の好循環
(作品認定制度、スキル標準、人材育成) | ⑦海賊版対策・正規版転換 |
| ④「収入ギャップ」の解消
(配給・卸への転換、契約の透明化) | ⑧総合的な支援体制 (海外拠点支援など) |

<p>アニメ</p> <ul style="list-style-type: none"> 配信プラットフォームと制作会社の契約条件の変更・透明化に向けた取組み 映適にならった、就業環境改善に資する適正制作の認定制度（アニメ適）の創設 	<p>映画・映像</p> <ul style="list-style-type: none"> 就業環境の適正制作の認定制度（映適）の利用拡大やガイドライン見直し支援 国内スタッフの育成を目指した、海外大型作品のロケ誘致促進 	<p>ゲーム</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外の規制対応やイコールフットイングに向けた連携と交渉 e-Sports国際大会における日本ゲーム採用に向けた戦略国（サウジアラビア）との連携
<p>音楽</p> <ul style="list-style-type: none"> 「MUSIC AWARDS JAPAN」等、海外の関心呼び込むイベントの開催後押し 日本アーティストの海外公演の創設に対する支援 	<p>漫画・書店</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外で通用する国内の電子コミックの配信プラットフォームの育成 出版物の翻訳ツール開発やカルチャライズへの支援拡充 各省連携による「書店活性化プラン」の策定、書店経営のデジタル化の推進 	<p>分野共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外展開の支援に向けたJETROの体制の強化 海外展開支援（JLOX）に対する支援メニューの見直し 海賊版・正規版流通の拡大に向けた取組み

※上記に加え、アート、デザイン、ファッション、「みる」スポーツの各分野についても、それぞれの課題に応じたアクションを実行

資料：経済産業省作成。

4. 中堅・中小企業の輸出・海外展開支援

我が国経済成長を支えるためには、中堅・中小企業の輸出や海外展開を支援することが重要である。また、中堅・中小企業の海外展開は、地域企業の内発的成長を実現する上で重要である。政府として、JETRO、中小機構、地域の関係機関（商工会・商工会議所、金融機関等）と連携して、潜在力を有する企業を発掘し、海外展開を支援している。

(1) 新規輸出 1 万者支援プログラムの推進

中堅・中小企業の海外展開推進に当たっては、①地域の事情に合わせたきめ細かな海外展開支援、②輸出先の多角化・新規販路開拓の促進、③民間の輸出支援ビジネスの自走化の促進が必要である。

経済産業省、中小企業庁、JETRO 及び中小機構が一体となり、全国の商工会・商工会議所等とも協力しながら、①新たに輸出に挑戦する事業者の掘り起こし、②専門家による事前の輸出相談、

③輸出用の商品開発や売り込みにかかる費用への補助、④輸出商社とのマッチングや EC サイト出展への支援、などを一貫通貫で実施することを

骨子とする「新規輸出 1 万者支援プログラム」などを通じ、海外展開を支援していく（第 III-1-2-8 図）。

第 III-1-2-8 図 今後の海外展開支援の方向性



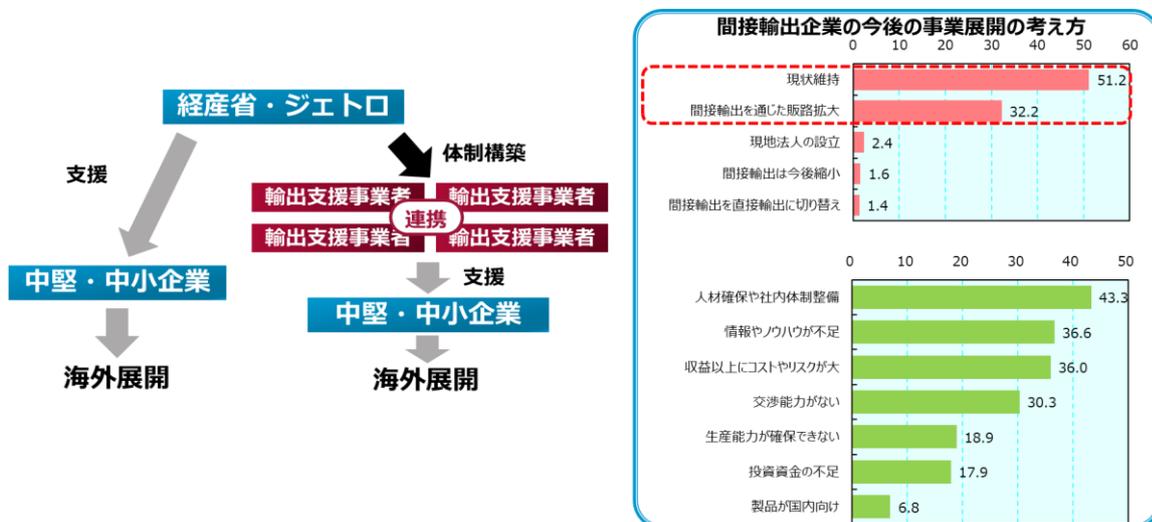
資料：経済産業省作成。

(2) 輸出支援者の育成と連携強化

株式会社東京商工リサーチの「令和 5 年度我が国企業の海外展開の実態及び課題に係るアンケート調査」によると、我が国では間接輸出を通じ

た販路拡大を志向する企業が多い。間接輸出を促進するため、中堅・中小企業の輸出拡大を支援する事業者（地域商社等）同士の連携を通じ、各事業者の強みを活かし弱みを補完するような輸出支援体制の構築を推進する（第 III-1-2-9 図）。

第 III-1-2-9 図 間接輸出企業の今後の事業展開の考え方と当省の取組



(資料) 右上図、右下図：株式会社東京商工リサーチ「令和5年度我が国企業の海外展開の実態及び課題に係るアンケート調査」より作成。

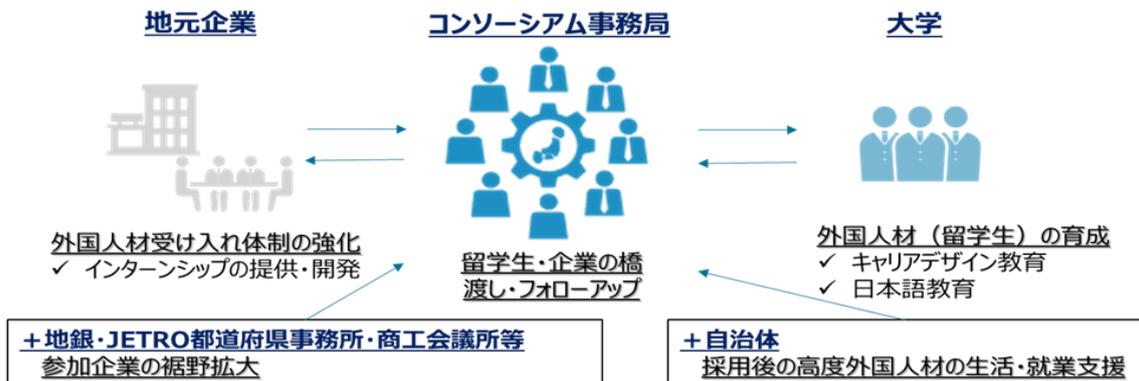
資料：株式会社東京商工リサーチ「令和 5 年度我が国企業の海外展開の実態及び課題に係るアンケート調査」より作成。

前述のアンケート調査によると、直接輸出を行っていない企業の多くは、人材不足・社内体制未整備、情報・ノウハウ不足、交渉能力不足などが理由と回答している。

JETRO、地方自治体、大学、商工会議所等の域内関係者をメンバーとするコンソーシアムを創設し、①留学生のインターンシップ、②就職説明

会、③企業向けセミナー等を開催することを通じ、高度外国人材と地元企業とのマッチングを促進して高度外国人材の採用に繋げ、海外輸出等に必要の人材確保・体制整備を進めることで、ローカル企業のグローバル化や国際競争力の強化を推進するとともに、地方経済の活性化にも貢献する（第 III-1-2-10 図）。

第 III-1-2-10 図 高度外国人材採用支援



資料：経済産業省作成。

(3) 知的財産を活用した海外市場への高付加価値商材の輸出支援

中小企業の海外における特許出願は大企業と比較すると低調であるが、その課題として、費用負担と手続の複雑さが挙げられる。そこで、特許庁において、外国出願費用等の助成の他、相談窓

口の全都道府県への整備を実施する。また、企業ニーズに対応するため、制度のレビューを実施し、改善を検討する。さらに、日本政府として知的財産制度・運用の国際ルール整備に向けて協力しており、直近では 20 年以上の交渉を経て、意匠出願の手続を調和・簡素化するリヤド意匠法条約が採択された（第 III-1-2-11 図）。

第 III-1-2-11 図 知的財産を活用した海外市場への高付加価値商材の輸出支援

大企業と中小企業の特許海外出願率

出願年	大企業 (%)	中小企業 (%)
2018	38.1	16.5
2019	37.2	17.6
2020	38.2	17.1
2021	39.5	19.0
2022	39.3	18.8

(備考)・海外出願率=(優先権請求件数+PCT直接出願)/(国内出願+PCT直接出願)
(資料)・特許庁作成。

● 外国出願費用の助成

助成対象となる費用	補助率	上限額
外国特許庁での権利化（出願や中間手続）時に要する手数料、代理人費用、翻訳費用等	1/2	(1企業当たり) 300万 複数案件可 (1案件当たり) 特許150万, 実用新案・意匠・商標60万

● 相談窓口の整備

中堅・中小企業等の海外展開に関する知財相談を無料受付。（47都道府県に窓口あり）専門家が企業を訪問し、知財マネジメントのアドバイス等も実施。

(独立行政法人 工業所有権情報・研修館(INPIT)事業)

● 国際ルール整備・運用

国毎に求められる要件、制度を調和（例：出願日認定など）するためWIPO（世界知的所有権機関）は各種条約を設立・管理。

条約名	採択年	発効年	日本加入
特許法条約 (PLT)	2000	2005	2016
商標法に関するシンガポール条約 (STLT)	2006	2009	2016
リヤド意匠法条約 (RDLT)	2024	-	-

(参考) 国際出願制度
複数国への一括出願により国際出願に係るコストを低減。

資料：経済産業省作成。